

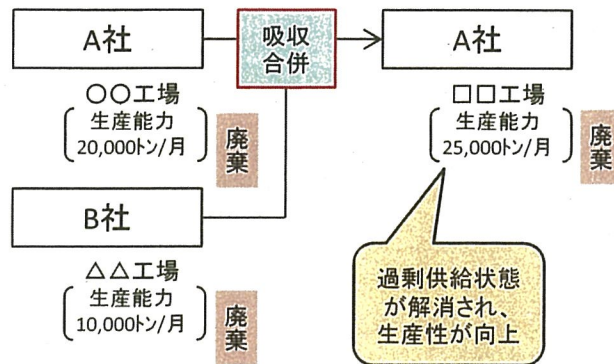
モデルケース

ケース1 — 配合飼料製造事業者の再編 —

配合飼料メーカーのA社は、商圏の異なる同業他社B社を吸収合併。

両社がそれぞれ持っていた工場は、過剰な生産能力や施設の老朽化が原因で生産性が低迷していたことから、両工場とも廃棄し、新規に工場を建設して、製造施設を集約。

併せて、銘柄の統合が進むことで、配合飼料価格の低下が期待され、畜産経営の生産コスト削減に貢献。



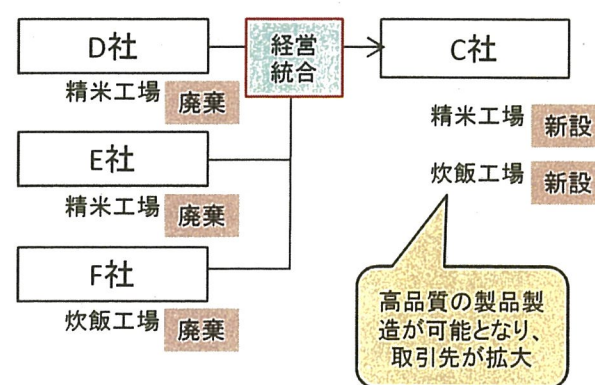
ケース2 — 米卸売事業者の再編 —

C社は、米卸売業者2社(D社、E社)と炊飯事業者1社(F社)の3社が経営統合して設立。

米の仕入れ、とう精、販売のみならず、炊飯事業まで一貫して行うことで付加価値を高める事業戦略の構築が狙い。

合併前の既存工場を廃棄し、最新設備の整った炊飯工場及び精米工場を新設したことにより、高品質の製品製造が可能となり、大手量販店や業務用ユーザーとの取引が拡大。

実需者との価格交渉力が向上したことで、生産者に適切な対価を支払うことも可能となり、農業所得の向上に貢献。



お問い合わせ先

[生産資材関係について]

農林水産省生産局技術普及課 TEL: 03-6744-2435
北海道農政事務所生産支援課 TEL: 011-330-8807
東北農政局生産技術環境課 TEL: 022-221-6214
関東農政局生産技術環境課 TEL: 048-740-0447
北陸農政局生産技術環境課 TEL: 076-232-4893

東海農政局生産技術環境課 TEL: 052-746-1313
近畿農政局生産技術環境課 TEL: 075-414-9722
中国四国農政局生産技術環境課 TEL: 086-230-4249
九州農政局生産技術環境課 TEL: 096-300-6270
沖縄総合事務局生産振興課 TEL: 098-866-1653

[流通・加工関係について]

農林水産省食料産業局企画課 TEL: 03-3502-5742
北海道農政事務所事業支援課 TEL: 011-330-8810
東北農政局食品企業課 TEL: 022-221-6146
関東農政局食品企業課 TEL: 048-740-0164
北陸農政局食品企業課 TEL: 076-232-4149

東海農政局食品企業課 TEL: 052-746-6430
近畿農政局食品企業課 TEL: 075-414-9024
中国四国農政局食品企業課 TEL: 086-222-1358
九州農政局食品企業課 TEL: 096-300-6331
沖縄総合事務局食料産業課 TEL: 098-866-1673

農業資材や農産物流通・加工の事業者の皆様へ

農業の競争力強化に 欠かせない 生産資材や流通・加工の 改革の取組を応援します。

農業競争力強化支援法 活用ガイド

平成29年5月「農業競争力強化支援法」が成立しました。

この法律は、農業者が自らの努力のみでは対応できない「**良質かつ低廉な農業資材の供給**」と「**農産物流通・加工の合理化**」を図るため、

- ① 国が講ずべき施策を定めるとともに、
- ② 農業資材・農産物流通等の事業者の事業再編等を促進するための措置を講ずる

ことにより、農業の競争力強化を図るものです。

この法律の概要や法律に基づく事業再編・参入への支援措置等について、次のページからご紹介します。

農林水産省

Ver.1.0

農業競争力強化支援法の概要

法律の目的

農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、農業の構造改革と併せて、「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通等の合理化」の実現を図ることが重要です。

このため、本法律により、国が講ずべき施策等を定めるとともに、農業資材事業及び農産物流通等事業（以下「農業生産関連事業」という。）の事業再編等を促進するための措置を講ずることによって、農業の競争力の強化を図ります。（第1条）

法律の構成

1. 国の責務・関係者の努力（第3条～第5条）

2. 国が講ずべき施策

(1) 農業生産関連事業の事業環境の整備

- 規制・規格の見直し（第8条、第11条）
- 良質低廉な農業資材の開発の促進（第8条）
- 農産物の消費者への直販の促進（第13条）

(2) 事業再編・参入の促進（第9条、第12条）

(3) 農業者への情報提供

- 農業資材・農産物の取引条件等の「見える化」（第10条、第14条）

(4) 定期的な施策の検討

- 定期的に農業資材の供給、農産物流通等の状況に関する国内外の調査を行い、施策の在り方を検討（第16条）

3. 事業再編又は事業参入を促進するための措置

(1) 実施指針（第17条）

- 対象事業の将来の在り方など

(2) 計画認定（第18条～第22条）

- 事業再編・参入計画の認定

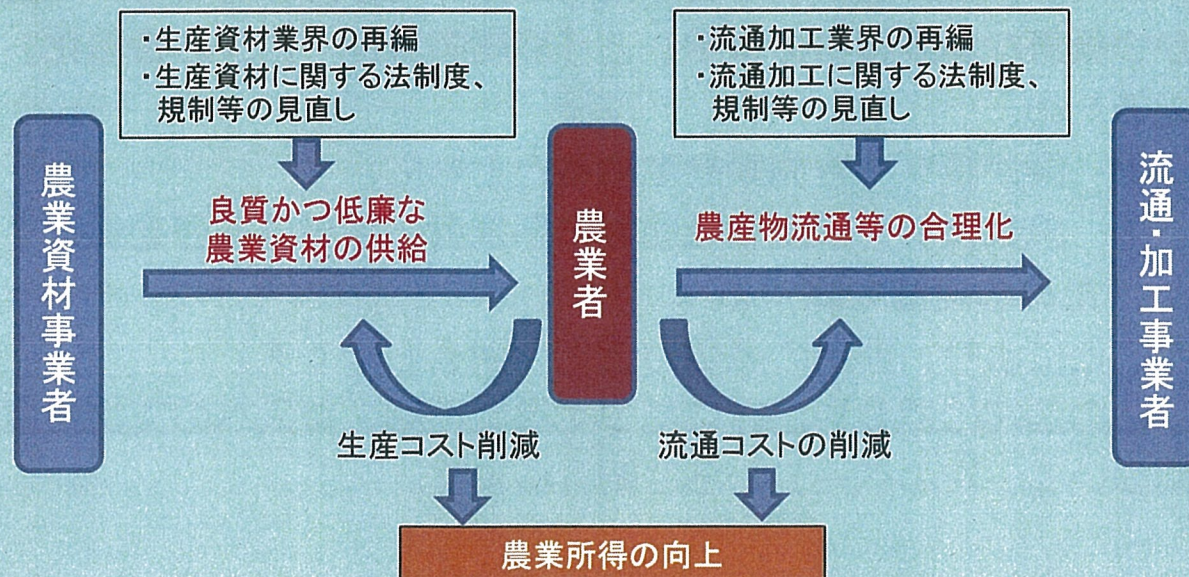
(3) 支援措置（第23条～第30条）

- 農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の出資
- 日本政策金融公庫の融資
- 中小企業基盤整備機構の債務保証

詳細は次のページ

事業者に期待されること

- 農業の持続的な発展を図るためには、農業者は生産コストと流通コストの削減に取り組み、農業所得の向上を実現していかなければなりません。
- このため、農業生産関連事業者の皆様には、本法律に基づく事業再編・参入への支援措置や国が見直す法制度・規制等を活用して、「良質かつ低廉な農業資材の供給」や「農産物流通等の合理化」に取り組み、農業者を支援していただくことが期待されます。



事業再編・参入に対する支援措置

対象となる事業者

【事業再編の場合】

本法律の目的に沿った活動であって、以下の①、②のいずれにも該当するもの。

- ① 合併、分割、事業譲渡、設備の相当程度の廃棄等の措置
- ② 新たな生産・販売の方式の導入又は設備等の経営資源の高度な利用

「事業再編」の対象事業

- ・ 肥料、農薬、配合飼料の製造事業
- ・ 飲食料品の卸売事業（米卸売業など）
- ・ 飲食料品の小売事業（食品スーパーなど）
- ・ 飲食料品の製造事業（製粉、乳業など）

【事業参入の場合】

本法律の目的に沿って、**農業生産関連事業**を新たに行うこと。

「事業参入」の対象事業

- ・ 農業用機械製造事業（部品製造含む。）
- ・ 種苗生産卸売事業

支援を受けるには

主務大臣：農林水産大臣・事業所管大臣

実施指針の策定

- ・ 対象事業の将来の在り方
- ・ 目標の設定等

計画の認定要件

- ・ 実施指針に照らし適切であること
- ・ 計画に記載した取組が農業者のコスト低減や農業所得の向上に効果があると見込まれること等

事業再編・参入を実施しようとする事業者

事業再編・参入計画の作成

- 〔計画内容〕
- ・ 良質で低廉な農業資材の供給、流通・加工の合理化に資する取組等
 - ・ 農業者のコスト低減や農業所得の向上にどのようにつながるかを示す数値目標
 - ・ 生産性、財務内容の健全性の改善（事業再編の場合のみ）等
- 〔計画期間〕
- ・ 5年以内

支援措置の内容

① 組織再編、設備投資に対する税制特例

- 資本金の増加等に伴い行う登記に対する登録免許税の軽減
- 設備投資に係る割増償却
- 設備廃棄等に対する繰戻還付の特例

② 農林漁業成長産業化支援機構の出資

- 農林漁業成長産業化支援機構からの直接出資
- ・ 出資比率：50%以下
- ・ 投資期間：5～7年程度

③ 日本政策金融公庫の低利融資

- 農産物流通等事業者・飼料業者による事業再編計画に対し、長期かつ低利の資金を貸付け
- ・ 償還期限：最大20年
- ・ 据置期間：最大3年
- ・ 利率：年0.16～0.45%（H29.5.24時点）
- ・ 使途：設備投資、株式取得等

④ 中小企業基盤整備機構の債務保証

- 民間金融機関からの借入れに対する債務保証
- ・ 保証割合：50%
- ・ 補償限度額：25億円
- ・ 企業の規模の制約はなし

⑤ 日本政策金融公庫の債務保証

- 中小企業者とその海外現地法人が、海外において事業再編又は事業参入を共同して実施する場合における現地での資金調達を支援
- 海外金融機関に対し公庫が信用状を発行（債務保証）

⑥ 事業譲渡に際しての債権者催告の手続

- 通常、事業者が事業譲渡により債務を移転するためには、債権者から個別に同意を得ることが必要。
- 認定計画に従い債務を移転する場合、認定事業者は債権者に対して一括で通知（催告）し、一定期間内（1ヵ月以上）に返答（異議）がなければ債権者の同意があったものとみなし、債務を移転することが可能。